文教福祉常任委員会

令和元年6月18日(火曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 9号 工事請負契約の締結について

議案第10号 工事請負契約の締結について

《付託請願》

請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願

請願第 3号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第 4号 旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める陳情

出席委員(5名)

 委員長
 飯 嶋 正 利
 副委員長
 伊 藤 房 代

 委員
 木 内 欽 市
 委員 景 山 岩三郎

 委員
 向後 悦 世

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

副議長 宮澤芳雄 紹介議員 平山清海

説明のため出席した者(28名)

 教育長
 諸持耕太郎
 学校教育課長
 加瀬 政吉

 社会福祉課長
 仲條義治
 高齢者福祉長限
 浪川 恭房

 子育で支援
 石橋方一保険年金課長
 在田浩治

 庶務課長
 栗田茂
 生涯学習課長
 八木幹夫

体育振興課長 花 澤 義 広 健康管理課長 遠 藤 茂 樹環 境 課 長 木 内 正 樹 企画政策課長 小 倉 直 志財 政 課 長 伊 藤 義 隆 商工観光課長 小 林 敦 巳 その他担当 14名

事務局職員出席者

 事務局長
 高安一範
 事務局次長
 池田勝紀

 副主幹
 黒柳雅弘

開会 午前10時 0分

○委員長(飯嶋正利) おはようございます。

梅雨の間の晴れ間ということで、非常に爽やかな陽気になってきました。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、平山清海議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、よろしくお願いいたします。

本日、議長に代わり宮澤副議長にご出席いただいております。

ご挨拶をお願いいたします。

副議長。

〇副議長(宮澤芳雄) おはようございます。

委員の皆さんには大変ご苦労さまです。

本日は付託されました3議案、請願2件、陳情1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長(飯嶋正利) ありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表しまして、諸持教育長よりご挨拶いただきます。お願いいたします。

教育長。

〇教育長(諸持耕太郎) おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で3議案ございます。

その内訳は、まず予算関係で1議案、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議 決について、次に契約関係が2議案、議案第9号及び議案第10号の工事請負契約の締結につ いてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁する よう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、文教福祉常任委員会所管の担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

- ○委員長(飯嶋正利) お願いいたします。
- ○教育長(諸持耕太郎) それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。
- **〇社会福祉課長(仲條義治)** 社会福祉課課長の仲條です。どうぞよろしくお願いします。
- **〇子育て支援課長(石橋方一)** 子育て支援課課長の石橋です。よろしくお願いします。
- **〇生涯学習課長(八木幹夫)** 生涯学習課長の八木と申します。よろしくお願いいたします。
- **〇保険年金課長(在田浩治)** 保険年金課、在田と申します。よろしくお願いいたします。
- **○庶務課長(栗田 茂)** 庶務課長、栗田と申します。よろしくお願いします。
- **〇学校教育課長(加瀬政吉)** 学校教育課課長、加瀬政吉と申します。よろしくお願いいたします。
- **〇体育振興課長(花澤義広)** 体育振興課の花澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇高齢者福祉課長(浪川恭房)** 高齢者福祉課課長の浪川でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇健康管理課長(遠藤茂樹)** 健康管理課、遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○環境課長(木内正樹) 環境課長の木内でございます。よろしくお願いいたします。
- **○委員長(飯嶋正利)** ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長(飯嶋正利) ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月10日及び13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第9号、工事請負契約の締結について、議案第10号、工事請負契約の締結についての3議案であります。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。 社会福祉課長。

○社会福祉課長(仲條義治) 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、 社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

除く方となります。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1のプレミアム付商品券事業についてご説明いたします。

事業費は1億1,410万円です。本事業の概要でございますが、国において本年10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、市内の各取り扱い店舗において、共通して使用できるプレミアム付商品券を発行するものでございます。購入対象者は、所得の低い方と子育て世帯となります。所得の低い方については、平成31年1月1日現在の基準日において、本市の住民基本台帳に記録されており、令和元年度分の住民税非課税の方で、住民税課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、生活保護受給者等を

子育て世帯の方として、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれた子が属する世帯で、本年6月1日、7月31日、9月30日のいずれかの基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている方となります。

購入対象者数は推計で1万5,000人、世帯数は1万世帯を見込んでおります。

購入対象者の購入限度額でございますが、1人につき額面2万5,000円となります。販売額は2万円で、プレミアム分として販売額の25%、5,000円分が上乗せされます。子育て世帯の方も同様ですが、対象となる児童数分が購入限度額となります。

商品券の販売に当たりましては、1枚500円券で10枚を1セットとして、額面5,000円分を4,000円で販売する予定としています。1セット当たりの販売額の25%、1,000円分が上乗せされます。1人分は5セットまでとなります。

プレミアム付商品券の発行総額及び販売総額の見込みでございますが、購入対象者数推計で1万5,000人分として、購入限度額は1人につき額面で2万5,000円分まで、販売額で2万円ですので、発行総額で3億7,500万円分、販売総額で3億円を見込んでいます。発行枚数は1枚500円券で75万枚、10枚1セットですので、7万5,000セットの発行を予定しています。

プレミアム付商品券の販売場所は、現在のところ旭市商工会館を予定しており、販売期間 は本年10月1日から令和2年2月28日までの予定でございます。購入の際には、商品券購入 引きかえ券が必要となります。

利用期間は本年10月1日から令和2年3月31日までの予定となります。市内の各取り扱い店舗で利用することができます。

換金場所については、協同組合旭専門店会を予定しているところでございます。

以上が本事業の概要でございます。

歳出の主なものでございますが、説明欄1、7の賃金767万円ですが、プレミアム付商品券の購入引きかえ券交付申請書等の発送作業や受付事務などに係る臨時職員6人の賃金等で、7月から来年3月までの9か月分を見込んでいます。主な業務場所は市役所本庁舎北側分室、来年1月からは南分館1階を予定しています。

12の役務費は244万円、通信運搬費と手数料でございます。役務費のうち通信運搬費242万9,000円が主なもので、申請書や商品券購入引きかえ券などを発送する郵便料金でございます。

なお、子育て世帯の方は、税等の審査は要しませんので、申請書の提出は必要ありません。 対象となるご家庭へ直接商品券購入引きかえ券を発送する予定です。

13の委託料は1億218万9,000円、商品券販売業務委託料と電算業務委託料でございます。 商品券販売業務委託料9,795万4,000円の委託業務の内容ですが、プレミアム付商品券の印刷、 保管管理、販売業務、換金業務などの事務費と商品券販売見込総額の25%をプレミアム分の 原資として計上しています。電算業務委託料は423万5,000円で、プレミアム付商品券システム導入支援業務委託料でございます。

14の使用料及び賃借料86万4,000円ですが、事務機器賃借料で、ノートパソコンやプリンター、複写機などの費用です。

次に、歳入についてですが、7ページをお願いします。

13款 2 項 2 目 1 節社会福祉費国庫補助金、説明欄 1 のプレミアム付商品券事務費補助金として3,910万円、2 のプレミアム付商品券事業費補助金として販売見込総額の25%、7,500万円、合計で歳出と同額の 1 億1,410万円を見込んでおり、国の補助金で本事業の全額が賄われる予定でございます。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終了いたします。

〇委員長(飯嶋正利) 子育て支援課長。

〇子育て支援課長(石橋方一) 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

それでは初めに、補正予算書の8ページをお開きください。

歳出になります。

2款1項8目電子計算費、説明欄1の電算システム運用事業の13節電算業務委託料720万円ですが、国がこの10月から実施する幼児教育無償化制度の導入に伴い、給食費納付書の様式及び口座振り替え処理、公定価格計算機能、制度改正に伴う様式変更等の事務処理に対応できるよう、現在使用している子ども・子育て支援システムを改修するものであります。

補正予算書の7ページをお願いします。

歳入になります。

14款 2 項 2 目 3 節児童福祉費県補助金、説明欄 1、子ども・子育て支援事業費補助金720 万円ですが、全額県支出金となります。

続きまして、補正予算書の9ページをお開きください。

歳出になります。

3款3項2目母子父子福祉費、説明欄1の19節未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金70万円でございますが、国が住民税非課税の適用価格を講じつつ、さらなる税制上の対応の要否について、令和2年度の税制改正大綱において検討し、結論を得るとされております。このことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対して給付金を支給するものであります。

支給対象者は、11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母で、基準日の10月31日において、これまで法律婚をしたことのない者などで、40名を見込んでおります。1人当たりの金額を1万7,500円を給付するものであります。

補正予算書の7ページをお願いします。

歳入になります。

13款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1、母子家庭等対策総合支援事業費補助金70万円ですが、全額国庫支出金となります。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

- **〇委員(木内欽市)** プレミアム商品券なんですが、これは住民税の非課税世帯って、これい つからこうなったんでしたっけ。
- ○委員長(飯嶋正利) 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。 社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(仲條義治)** 今回のプレミアム付商品券購入対象者を低所得者と子育て世帯 に絞ったものについては、初めてであります。よろしくお願いします。
- 〇委員長(飯嶋正利) 木内欽市委員。
- **〇委員(木内欽市)** そうすると、今までだと一般の方もみんな買えたわけで、これの周知徹 底はどのようにするんでしょうか。私も今まで知らなかったんで、どのようにしますかね。
- ○委員長(飯嶋正利) 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。 社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(仲條義治) プレミアム付商品券事業の全体の周知でございますけれども、 広報紙によるPR、市のホームページへの掲載、それとポスター、チラシ等による啓発、相 談窓口の開設などを予定しております。

この購入対象者の要件については、広報などでもお知らせし、住民税非課税者が対象であることの旨を説明する予定でございます。

以上です。

- 〇委員長(飯嶋正利) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(小林敦巳) それでは、今までのプレミアム商品券、名前が同じなんですが、 既存のプレミアム商品券は所得制限とかございません。これは例年どおり7月に7,000セット、それから12月に1万セット販売されます。これは従来どおり10%のプレミアムがついたもので、同じプレミアムでちょっと名前が紛らわしいんですが、今回は国の消費税の対策ということで、特別に講じられたものでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(飯嶋正利) 木内欽市委員。
- **〇委員(木内欽市)** ご親切にありがとうございました。

私らも知らなくて、プレミアム商品券は一切買えなくなっちゃう、そうじゃないというので、そこらをよく徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○委員長(飯嶋正利) ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。 続いて、議案第9号の補足説明がありましたらお願いいたします。 生涯学習課長。

〇生涯学習課長(八木幹夫) それでは、議案第9号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案は、社会教育施設大規模改造工事に係る本契約の締結についてであります。

去る6月4日の総合評価方式一般競争入札において、株式会社伊藤工務店が落札をいたしました。契約金額は2億8,325万円です。その後、6月11日付で仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、本議会での議決を求めるものでございます。続きまして、工事概要を説明いたします。

概要につきましては、3月の常任委員会で図面をお配りしまして、一度説明をさせていただいているところでございますが、本工事は建物の老朽化により、干潟公民館の機能を移転するため工事を行うものであります。今回は、屋根、外壁、内装を中心に行う建物部分の大規模改造工事となっております。

工事後の主な用途としましては、1階部分は施設の受け付けなどを行う事務室のほか、ロビーや200人が収容できる集会室、放課後児童クラブの部屋、文書館となっております。2階部分は、研修室や和室、音楽室、調理室で、3階部分は文化財の収蔵庫となっております。それで、今後でございますが、受変電設備や電灯設備などの電気設備改修工事と給排水設備や空調換気設備などの機械設備改修工事を今後行う予定でございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。 続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。 子育て支援課長。

〇子育て支援課長(石橋方一) それでは、議案第10号、工事請負契約の締結について、補足 説明を申し上げます。 本議案は、海上保育所園舎改築工事建築に係る本契約の締結についてであります。

去る6月4日の総合評価方式一般競争入札において、契約金額2億185万円で、株式会社 伊藤工務店が落札いたしました。その後、令和元年6月11日付で仮契約を締結いたしました ので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、工事概要を説明いたします。

お手元の提出資料、工事図面1、配置図をご覧ください。

現在の園庭場所に新園舎を建築し、既存園舎を解体撤去した跡地に園庭及び送迎用の駐車スペースを整備いたします。

続きまして、工事図面2、平面図をご覧ください。

構造及び規模は、木造平屋建て延べ床面積605.93平方メートルで、既存園舎より約160平 方メートルの増となっております。

建物正面玄関から入り、廊下を挟んで向かって左側に病児保育室、調理室、遊戯室等を配置し、右側には事務室及び各年齢ごとの保育室等を配置しております。

続きまして、工事図面3、立面図をご覧ください。

窓を多目にすることで、自然の灯りを取り入れた優しい施設としております。

以上で、議案第10号、工事請負契約の締結についての説明を終わりにします。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員(木内欽市) よろしくお願いします。

これで見ると、洋式のようになっていますが、トイレは洋式でしょうね。それと、エアコンは当然全部入っていると思うんですが、遊戯室等にはエアコンは入るのでしょうか。お願いします。

〇委員長(飯嶋正利) 木内欽市委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

〇子育て支援課長(石橋方一) まず、トイレでございますが、トイレにつきましては洋式でございます。あと男子用の小便器のトイレもございます。

あと、エアコンにつきましては、全室エアコン完備ということで、もちろん遊戯室、保育 室等もエアコンのほうは入ります。

以上です。

○委員長(飯嶋正利) ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

〇委員長(飯嶋正利) これより討論を省略し、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、 賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(飯嶋正利) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

所管事項の報告

○委員長(飯嶋正利) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

庶務課長。

○庶務課長(栗田 茂) 庶務課より、小学校屋内運動場と中学校武道場の防災機能強化工事 について申し上げます。

まず、前年度繰り越し事業における干潟小及び滝郷小の屋内運動場防災機能強化工事については、老朽化による改修及び天井材の落下防止など、非構造部材における耐震化を図るため、5月29日に契約し、工事着手したところでございます。

工期につきましては、2校とも年内の完成を予定しております。

本年度事業の矢指小と共和小の屋内運動場防災強化工事につきましては、国の採択を受けましたので、発注の準備を進めてまいります。

また、第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事につきましては、 詳細設計を5月29日に契約し、9月10日を履行期限としております。

なお、当該武道場については、次年度の工事を予定していますが、国の前倒し調査について追加要望しましたので、採択された場合は該当工事の補正予算の対応を含め、事業着手に向けた準備を進めてまいります。

また、空調設備設置事業の進捗状況ですが、詳細設計を5月末に完了し、現在発注に向けて設計内容の確認作業をしているところであります。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

- 〇委員長(飯嶋正利) 体育振興課長。
- ○体育振興課長(花澤義広) それでは、体育振興課より何点か報告いたします。

初めに、旭市総合体育館の工事の進捗状況について報告させていただきます。

総合体育館の屋根・外壁改修工事ですが、平成31年3月19日に株式会社伊藤工務店と契約後、令和2年2月28日の完成に向け工事を進めております。現在は足場の設置の後、屋根と外壁の洗浄を行っているところでございます。

次に、総合体育館のサブアリーナ天井改修工事でございますが、これは天井の振れ止め不 足による工事を行うもので、令和元年5月9日に旭市米込の高野建設株式会社と契約をし、 令和元年9月10日の完成に向け工事を行っております。現在は床の養生を行い、足場を設置 しているところでございます。

工事期間中は利用者と十分調整し、事故がないように工事を行ってまいります。

次に、サッカー場整備事業ですが、今月中に基本計画と基本設計の仕様書を作成しまして、 7月の入札に向けて今現在準備を進めております。

基本計画は年内に、基本設計は来年3月末に完成するように計画をしています。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーについて報告します。

今月1日にオリンピックの聖火リレーについて、ルートの概要が発表されました。旭市につきましては、千葉県の2日目の7月3日金曜日、いいおかみなと公園からいいおかユートピアセンターとなりました。

コース等につきまして、今後、県と組織委員会で決定される予定でございます。

また、聖火ランナーにつきましては、募集を行い、組織委員会が決定する予定であります。 詳細につきましては、情報が入り次第、ホームページ、広報等でお知らせしてまいりたい と思います。

以上で、体育振興課からの報告を終わります。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

- ○委員(向後悦世) サッカー場発注に向けての工事について、場所は飯岡中の運動場というようなことでの計画ですよね。それでもって、サッカー場について公式記録の競技場に使えるような設計なのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。
- **○委員長(飯嶋正利)** 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。 体育振興課長。
- **〇体育振興課長(花澤義広)** サッカー場なんですけれども、これから今年度計画、基本設計 まで行いますけれども、今公式で使えるようなことで我々考えています。ただ、これからい ろいろ競技団体とも協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長(飯嶋正利) ほかに質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長(飯嶋正利) 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、請願の審査を行います。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第2号について審査に入ります。

紹介議員であります平山清海議員より説明願います。

平山清海議員。

〇紹介議員(平山清海) よろしくお願いします。また、審議に貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございます。

それでは、第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願についてでありますが、請願者は子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体であります。この団体の構成団体は、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、また県内の小・中・高等学校の校長会、教育委員組合、そしてPTA連絡協議会と県教育会が一丸となって子どもたちの豊かな育ちと学びを支援するそういった団体であります。

請願の趣旨でございますが、お手元の文書にありますとおり、これまでどおり国民に等しく義務教育を保障するためには、義務教育費の国庫負担は不可欠であります。一定の教育の質、これを国民に等しく担保するものであり、万が一これが崩れますと、多大な財政負担を

地方自治体に課すことになりまして、厳しい地方財政をさらに圧迫、ひいては教育の地域格 差を引き起こすということも考えられます。

したがいまして、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものであり、採択してい ただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長(飯嶋正利) 平山清海議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

〇学校教育課長(加瀬政吉) それでは、第2号について、学校教育課から意見を述べさせて いただきます。

今回の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願は、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会はか千葉県の教育会を代表する21団体でつくる子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体、千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。会長は、市原市教育委員会教育長職務代理者であります。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の 安定した確保が必要不可欠です。その財源措置として、教職員に係る給与費の3分の1を国 が負担する義務教育費国庫負担制度がありますが、この負担の割合も恒常的な措置ではなく、 制度そのものが廃止される可能性もあります。さらに事務職員、学校栄養職員の国庫負担を 外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれております。

全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤が、この義務教育費国庫負担 制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長(飯嶋正利) ありがとうございました。

ただいま担当課から参考意見がございました。

何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

景山岩三郎委員。

○委員(景山岩三郎) 課長、国で今そういう動きがあるんですか。この前も出てきたでしょう、これ。そういう動きがあるんだ。これ、何十年前、田中総理の時代に国から出てきたでしょう。今になって幾らかそういう流れにきているの。国は。

- **〇委員長(飯嶋正利)** 景山岩三郎委員の質疑に対し答弁を求めます。 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(加瀬政吉)** これについては、例年言われていることでございまして、今年 度に限ってそういうような話になったというふうには理解しておりません。

現在で言うと、2019年度で言いますと、文部科学関係予算の27.5%を義務教育国庫負担金が占めております。27.5%というこの大きさが、だんだんと縮減されていくのではないかと危惧されているところでございます。

以上です。

○委員長(飯嶋正利) ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、続いて請願第3号について、紹介議員であります平山清海議員より説明をお願いいたします。

平山清海議員。

○紹介議員(平山清海) それでは、第3号の国における2020年度教育予算拡充に関する意見 書採択に関する請願についてでありますが、請願者は第2号と同じ子どもたちの豊かな育ち と学びを支援する教育関係団体、千葉県連絡会であります。

申し上げるまでもなく、教育はこれからの日本の未来を担う子どもたちを心豊かにし、そして健やかに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに、子どもたち一人ひとりを取り巻く関係も変化し、教育における諸課題はもちろんでありますが、子どもたちの安全確保等においても、多くの課題が山積しております。こうした中、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

まずは基本となる部分として、お手元の文書にあります項目を中心とした予算がしっかりと確保されることが大前提であります。ぜひ2020年度に向けての教育予算の拡充、充実を国に対ししっかりと働きかけていきたいと考えますので、採択をいただけますようよろしくお願いするものであります。

以上です。

- **〇委員長(飯嶋正利)** 続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(加瀬政吉)** 第3号について、学校教育課から意見を述べさせていただきます。

請願第3号は、請願第2号と同一の団体からのものであります。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童生徒の学 力向上に直結することであります。

また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組み、 就学援助や奨学金事業にかかわる予算の拡充を求めることは、非常に重要なことと考えます。 特に教科書無償制度は、経済状況からだけではなく、教育を受ける権利が等しく保障されて いることからも維持していかねばならない制度です。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、安全・安心な学習環境を保障するためにも、学校施設のさらなる整備が必要と考えます。

以上でございます。

○委員長(飯嶋正利) ありがとうございました。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお 願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。

大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、自席でお待ちください。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第2号について意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長(飯嶋正利) 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、 採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、 採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(飯嶋正利) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長の一任とさせていただきます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の説明

○委員長(飯嶋正利) 続きまして、ただいま採決と決しました請願が本委員会で採択された場合、意見書の提出先に伴う発議案を提出することになりますので、事前に準備したいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長(飯嶋正利) 初めに、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いいたしたいと 思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(高安一範) それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。 座ったまま説明させていただきます。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見(案)

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担制度の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に 大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に 格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て

でございます。

以上でございます。

○委員長(飯嶋正利) 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

〇委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、請願第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持 に関する意見書は原案のとおりにするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと 思います。

休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(高安一範) それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。 座ったままで説明させていただきます。

お手元に配付してございます国における2020年度教育予算拡充に関する意見書(案)をご 覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における2020年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、

「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、

様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- 2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
 - 3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
 - 4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- 5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい 状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て でございます。

以上でございます。

○委員長(飯嶋正利) 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、請願第3号の国における2020年度教育予算拡充に関する意見書は原案のとおりにすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようですので、本意見書につきましては、ただいまご協議をいただいたとおりに準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したい と思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

陳情の審査

○委員長(飯嶋正利) 次に、陳情の審査を行います。

関係課の入室のため、しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。 11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第4号、旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第4号の審査に入ります。

担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

〇子育て支援課長(石橋方一) それでは、関係各課を代表いたしまして、旭市の子どもの貧困対策について説明申し上げます。

なお、本件に関しましては、平成31年第1回定例会で提出された請願に対しても説明申し上げているところでございます。

本市においても、子どもや家庭が支援を必要としている状況に応じて関係各課及び関係団体等との連携を図り、適宜適切な貧困対策関連事業を実施しております。

それでは、県の推進計画における4つの重点的支援施策に沿って、旭市が行っている主な 支援事業等を説明させていただきます。

1つ目は、教育の支援でございます。

まず、学校を核とした支援として、スクールカウンセラーの配置、就学支援として小・中学生の就学援助制度、高校・大学等進学に対する支援として旭市育英資金給付事業等を実施しております。これらは学校教育課が所管で行っております。

また、社会福祉協議会が受付窓口になって実施している生活福祉支援貸付制度等がございます。

2つ目は、生活の支援でございます。

保護者への生活支援として、母子・父子自立支援員による相談支援業務や社会福祉課所管の生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、子どもの生活支援として健康管理課が 実施している乳幼児の健康診査や生涯学習課の事業である地域子ども教室事業等がございます。

3つ目は、保護者に対する就労支援でございます。

こちらは、子育て支援課が担当しているひとり親家庭等へ資格取得を支援する各種事業や 社会福祉課所管の生活困窮者自立支援による就労支援事業等がございます。

最後4つ目は、経済的支援でございます。

子育て支援課では、ひとり親世帯への経済的支援として、児童扶養手当の支給やひとり親 家庭等医療費等助成事業を実施しております。

生活保護世帯への支援として、教育扶助、生業扶助、また大学等に進学する際の進学準備 給付金の支給等を社会福祉課が担当して行っております。

本市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、引き続き教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、子ども や家庭に対して今後も様々な支援施策の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長(飯嶋正利) ありがとうございました。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお 願いいたします。 向後悦世委員。

- ○委員(向後悦世) ただいま支援について4点ほど挙げていただきましたが、全国レベルの水準で旭市はどのくらいに推移しているのか、また近隣との関係の中でどの辺を推移しているのか、ちょっとお示しいただければありがたいと思います。
- ○委員長(飯嶋正利) 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(石橋方一**) 旭市の貧困率というのは今出していないので、正確に旭市の 貧困率が何%という数字は分かりません。

あと、近隣につきましても把握してございません。近隣で計画を立てているというのも、 ちょっと聞いておりません。申し訳ございません。

- 〇委員長(飯嶋正利) 向後悦世委員。
- ○委員(向後悦世) すみません、また後ほどある程度分かるようなことがありましたら、またお知らせいただければありがたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。
 以上です。
- ○委員長(飯嶋正利) ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、執行部はここで退席してください。大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第4号についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長(飯嶋正利) 次に、討論を省略して採決いたします。

旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長(飯嶋正利) 賛成少数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(飯嶋正利) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

〇委員長(飯嶋正利) これで、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利